

意見提出者	個人
1. 項目	インターネット・ホットラインセンター・日本ガーディアン・エンジェルズ・日本ユニセフ協会
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>単なる民間団体に過ぎないにもかかわらず、一般からの違法・有害情報の通知を受け、直接削除要請を行っていること、インターネット・ホットラインセンターという名の半官検閲センターが存在しています。</p> <p>同じく民間団体に過ぎないにもかかわらず、日本ガーディアン・エンジェルズという団体が、犯罪に関する情報を匿名で受け付け、解決に結び付いた場合に情報料を支払うということを行っており、この7月からネットでの受理まで開始しています。</p> <p>また、日本ユニセフ協会は、「なくそう！子どもポルノ」キャンペーン等の根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える危険な児童ポルノ規制強化プロパガンダに募金を流用し、さらに、2009年6月26日の衆議院法務委員会でも、感情論のみで根拠無く児童ポルノの単純所持規制の導入を訴えるなど、寄付行為に書かれた財団法人の目的を大きく逸脱し、明白に公益を害する行為を繰り返し行い、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとしようとしているのはご存知でしょうか。アメリカやイギリス等、規制をしている諸外国では冤罪被害者が出ているのが現状です。そして「漫画アニメ等メディアが性犯罪を誘引する」という理論は、既に世界中の学会において誤りであるという結論がなされており、脳神経学会も犯罪誘引説を明確に否定しています。また、日本図書連盟や法務省も「犯罪を誘引するというデータは無い」と明確に否定しています。さらに「暴力的ビデオゲームはほとんどの子供には無害」と外国の研究者 (<a href="http://www.itmedia.co.jp/news/articles/1006/10/news050.html">http://www.itmedia.co.jp/news/articles/1006/10/news050.html</a>) が発表しています。それと「単純所持を禁止していない」と日本が世界で非難されていると言いますが、単純所持規制国アメリカでは日本の18倍、カナダでは43倍、イギリスでは7倍と単純所持を規制している国では性犯罪が日本よりも遥かに多いことが調べると分かります。更にイギリスの例ですが「単純所持禁止」の1978年から強姦・誘拐件数が急増しているということです。</p> <p>日本が「児ポ大国」などと言われていますが、イタリアの調査団体によると日本の児ポサイト数は世界で12位、1位のドイツの2139数と比べて日本はたったの6数、しかも殆ど外国人がレンタルしてたそうです。この情報だけでも日本が「児童ポルノ大国」というのは嘘の報道だと言うことがわかります。さらにテレフォノアルコバレーノの調査によれば「日本国内の児童ポルノサイト」は年々減少傾向にあるということです。</p> <p>更に「単純所持を規制していない国」は日本とロシア以外にも、全世界で138カ国あり、単純所持規制をしたからといって犯罪が減るといふ科学的根拠もありません。</p>

サイト事業者が自主的に行うならまだしも、何の権限も有しないインターネット・ホットラインセンターなどの民間団体からの強圧的な指摘により、書き込みなどの削除が行われることなど本来あってはならないことであります。このようなセンターは単なる一民間団体で、しかもこの団体に直接害が及んでいる訳でもないため、削除を要請できる訳などありません。勝手に有害と思われる情報を収集し、直接削除要請などを行う民間団体があるということ自体おかしいと考えるべきであり、このような有害無益な半官検閲センターは即刻廃止が検討されて良いはずです。このような無駄な半官検閲センターに国民の血税を流すことは到底許されないことであり、その分できちんとした取り締まりと削除要請ができる人員を、法律によって明確に制約を受ける警察に確保するべきです。

日本ガーディアン・エンジェルスについても同断であり、直接害が及んでいる訳でもない単なる一民間団体が、直接一般からの通報を受け付け、刑事事件に関与して、解決に結び付いた場合に情報料を支払うということ自体異常なことです。インターネット・ホットライン・センターにせよ、この日本ガーディアン・エンジェルスにせよ、警察の本来業務を外部委託することがそもそもおかしいのであり、日本ガーディアン・エンジェルスに無駄に国民の血税を流すべきでは無く、その分できちんとした情報受け付けと事件の解決ができる人員を、法律によって明確に制約を受ける警察に確保するべきです。また、このようなことに手を染めている日本ガーディアン・エンジェルスは、特定非営利活動法人あるいは認定特定非営利活動法人の名に値するものでは無く、その取り消しが検討されるべきであるはずです。

また、日本ユニセフ協会は、「なくそう！子どもポルノ」キャンペーン等の根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える危険な児童ポルノ規制強化プロパガンダに募金を流用し、さらに、この6月26日の衆議院法務委員会でも、感情論のみで根拠無く児童ポルノの単純所持規制の導入を訴えているが、日本ユニセフの寄付行為

([http://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_kifu.html](http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_kifu.html)  
<[http://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_kifu.html](http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_kifu.html)>) において、根拠無く焚書と表現弾圧を叫ぶことは、ユニセフの趣旨には入っていないと考えられ、このようなことが事業としてあげられている訳も無く、このような行為は寄付行為違反であります。さらに、民主主義の基礎中の基礎である表現の自由等の精神的自由の重要性を考えると、寄付行為違反を超えて、このような行為は明白に公益を害するものであります。「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第96条に基づき、日本ユニセフ協会に対して、所管の外務省から改善命令を出すべきです。また、このような法人は、公益法人あるいは特定公益増進法人の名に値するものでは無く、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、あるいは、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法

	<p>人の認定取り消しをするべきである。日本ユニセフ協会は、そのHP <a href="http://www.unicef.or.jp/cooperate/coop_tax.html">http://www.unicef.or.jp/cooperate/coop_tax.html</a>  <a href="http://www.unicef.or.jp/cooperate/coop_tax.html">http://www.unicef.or.jp/cooperate/coop_tax.html</a> において、募金の税法上の優遇について、特定公益増進法人への寄付が優遇措置を受けられると書いているが、公益法人改革の一環として、既に全ての公益法人に対する寄付に対して同等の優遇措置が認められているのであり  (財務省HP <a href="http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/koueki01.htm">http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/koueki01.htm</a>  <a href="http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/koueki01.htm">http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/koueki01.htm</a> の注参照)、これもかなり悪質なミスリードであることは明確です。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>特定非営利活動促進法  租税特別措置法第66条の11の2  公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律  一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット・ホットラインセンターを廃止すること。</li> <li>・日本ガーディアン・エンジェルスにおける警察の委託事業を停止すること。同時に、日本ガーディアン・エンジェルスに対して、特定非営利活動促進法及び租税特別措置法第66条の11の2に基づく特定非営利活動法人及び認定特定非営利活動法人の認定の取り消しを検討すること。</li> <li>・日本ユニセフ協会に対し、所管の外務省から公益を害する活動を止めるよう改善命令を出すこと。また、日本ユニセフ協会に対して、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、あるいは、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法人の認定を取り消すこと。</li> </ul>